

「民法第九百九条の二に規定する法務省令で定める額を定める省令案」 に関する意見募集の結果について

第1 意見数・・・5通

第2 意見の取りまとめの方法

提出された意見のうち2通は意見募集の対象外の事項のみに関するものであったので、この取りまとめにおいては、残りの3通について取り上げる
こととした。

第3 意見の概要及び意見に対する当省の考え方

1 法務省令で定める額を200万円とする考え方について

民法第909条の2に規定する法務省令で定める額については、平均的な葬式費用に加えて数か月分の生計費を賄うことのできる金額として、200万円が適切である旨の意見が寄せられた（2通）。

（当省の考え方）

原案の同条に規定する法務省令で定める額は150万円であり、これは、約1年間分の生計費又は平均的な葬式費用を賄うことができると考えられる金額である。これに対し、上記意見は、150万円では葬式費用と数か月分の生計費のいずれについても資金需要がある場合に対応することができないことを理由とするものであると考えられるが、そのような場合がどれだけあるのか疑問がある。また、仮に同条による預貯金の払戻しによって資金需要を賄うことができない場合でも、家事事件手続法第200条第3項に基づく保全処分を受けることができる。これらの点を考慮すれば、御指摘の点を踏まえても、民法第909条の2に規定する法務省令で定める額を200万円にまで増額する必要があるとはいえないものと考えられる。他方、上記払戻しをすることのできる金額を200万円に増額した場合には、具体的相続分を超過した払戻しがされたときに、他の共同相続人の利益を害する程度が大きくなり、同条の趣旨を没却するおそれがあることは否定することができないように思われる。

したがって、原案は相当であると考えます。

2 必要に応じて法務省令で定める額の見直し等の適切な対応を図るべきという意見について

原案に賛成するが、事案によっては仮払いがされる金額が不相当に高額になる事例も想定されるため、改正法の施行後も適宜その運用状況を把握し、必要に応じ、上限額の見直し等適切な対応を図るべきである旨の意見

が寄せられた。

(当省の考え方)

当省としては、同条に規定する法務省令で定める額の見直し等については、改正法の施行後の状況等を踏まえ、適宜必要な検討を行う所存である。